

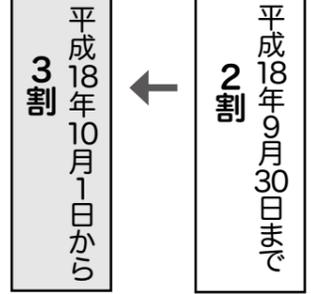
10月1日より

国保と老人保健が変わります！

医療保険の改正により医療費の自己負担額などが変わります

① 高齢者（一定以上所得者）の自己負担が変わります

70歳以上または老人保健で医療を受ける方のうち、現役並み所得のある一定以上所得者（同一世帯内に課税所得145万円以上の方がいる場合）は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。



② 高額療養費（高額医療費）の自己負担限度額が変わります

同じ月内に医療機関に支払った自己負担限度額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費（高額医療費）として支給されますが、その自己負担限度額が一部引き上げられます。

国保の70歳以上の方、70歳未満の方および老人保健の方それぞれの自己負担限度額は下表のとおりです。

■国保の70歳以上の方および老人保健の方の自己負担限度額

	9月30日までの医療費自己負担限度額（月額）		10月1日からの医療費自己負担限度額（月額）	
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
一般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円
一定以上所得者	40,200円	72,300円+ 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。（4回目以降40,200円）	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。（4回目以降44,400円）
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	変更なし	
低所得Ⅰ		15,000円		

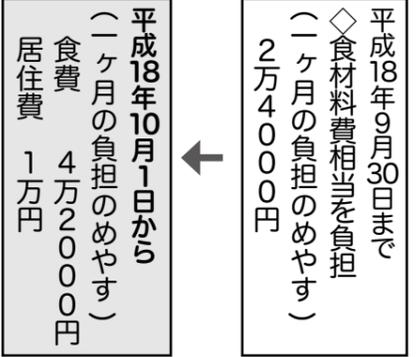
■国保の70歳未満の方の自己負担限度額

	9月30日までの医療費自己負担限度額（月額）		10月1日からの医療費自己負担限度額（月額）	
	1～3回目	4回目以降（※2）	1～3回目	4回目以降（※2）
一般	72,300円+ 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。	40,200円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。	44,400円
上位所得者 ※1	139,800円+ 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。	77,700円	150,000円+ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	変更なし	

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円（9月30日までは670万円）を超える世帯
 ※2 過去12か月間に、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

③ 療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する70歳以上の方は、これまで食料費相当のみを負担していましたが、今回の改正で食費（食料費・調理コスト）と居住費（光熱水費）を負担することになります。



※ただし所得の低い方は負担が下記のとおり軽減されます。（食費と居住費の合計額）

住民税非課税世帯	30,000円
年金受給額80万円以下等	22,000円
老齢福祉年金受給者	10,000円

⑤ 税制改正に伴う経過措置があります

公的年金等控除の見直し・
 老年者控除の廃止に伴う経過措置
 公的年金控除の見直しおよび老年者控除の廃止に伴って一定以上所得者になる人で、次のいずれかにあてはまる人については、「自己負担限度額」についての「一般」を適用します。

A	B ※1
課税所得	収入の合計金額 ※2
145万円以上213万円未満	高齢者が一人の世帯
383万円以上484万円未満	高齢者が二人以上の世帯
621万円未満	

※1…Bの場合は申請が必要
 ※2…70歳以上の人および老人保健で医療を受ける人の収入の合計金額です

④ 出産育児一時金が変わります

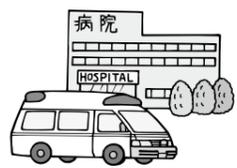
被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、現行の30万円から35万円に引き上げられます。



◆対象となる方
 住民税課税者が合計所得金額125万円以下で平成17年1月1日現在65歳以上の人だけの世帯の住民税非課税者。
 ※老齢福祉年金受給者は、「低所得Ⅰ」を適用します。

⑥ 人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります

高額の治療を長期間継続して行う必要がある疾病の場合、1か月の自己負担額は1万円までとされていましたが、慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。



70歳以上または老人保健で医療を受ける人の所得判定基準（平成18年8月から）

■一定以上所得者
 同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の方または老人保健で医療を受ける方がいる場合。
 ただし、70歳以上の方または老人保健で医療を受ける方の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は、「一般」の区分と同様になり、1割の負担となります。

■低所得Ⅱ
 同一世帯員全員が市民税非課税の方（低所得Ⅰ以外の方）

■低所得Ⅰ
 同一世帯員全員が市民税非課税でその世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方
 ※国保の高齢受給者の方の場合は、国保被保険者のみで判定します。

お問い合わせ
 市役所市民課 国保年金係
 ☎3111
 内線153、154